

事務連絡
令和6年4月15日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難行動支援の適切な実施について

平素より、避難行動要支援者の避難行動支援につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、災害が激甚化・頻発化し、その度に高齢者や障害者が被害を受けていることなどを踏まえ、引き続き、避難行動要支援者の避難行動支援について適切に実施していただきますようお願いします。

なお、実施に当たっては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の対象について、下記のことを管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いします。

記

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載又は記録された避難行動要支援者を対象として、優先度の高い方から作成することとなります。

避難行動要支援者名簿は、令和5年1月1日現在、全ての市町村で作成済みとなっておりますが、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は常に変化しうるものであることから、定期的に実態を把握し、避難行動要支援者名簿を適切に更新していただくようお願いします。

また、個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載等されていることが前提となって作成されることとなるため、個別避難計画の作成が必要な者が避難行動要支援者名簿に記載等されることが可能となっていることを確認してください。

その際、次に挙げる方々が避難行動要支援者名簿に記載等する避難行動要支援者に当たり得るものであることに留意してください。

- ・難病や小児慢性特定疾患の患者、医療的ケア児者
- ・身体障害者補助犬を同伴する身体障害者

なお、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬は、身体障害者補助犬法に基づく対応が必要であることから、災害時において、原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず福祉避難所等で受け入れるべきであることに留意してください。

○参考 人とペットの災害対策ガイドライン

(平成30年3月環境省自然環境局総務課動物愛護管理室) (一部抜粋) P. 73~74



「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、本ガイドラインが対象としているペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきである。

【身体障害者補助犬の種類と役割】



出典：厚生労働省「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

【関係法令】

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

施行日：平成二十八年四月一日

平成二十七年九月十一日公布（平成二十七年法律第六十六号）改正

【身体障害者補助犬について（厚生労働省）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html>

問合せ先

個別避難計画に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 藤田、平賀、吉田

電話 03-3501-5191 電子メール y-hinan.k4n@cao.go.jp

避難行動要支援者名簿に関すること

消防庁国民保護・防災部防災課 福原、遠矢、三浦、石川

電話 03-5253-7525 電子メール bousaichousei@soumu.go.jp

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編